東浦町スポーツ指導者設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は東浦町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に東浦町スポーツ指導者（以下「スポーツ指導者」という。）を置き、地域スポーツの振興及び学校部活動の充実を図ることを目的とする。

（事業）

第２条　教育委員会は、前条の目的のために、次の各号の事業を行う。

（１）スポーツ指導者人材バンク設置

（２）スポーツ指導者養成講習会

（３）地域スポーツ団体へのスポーツ指導者紹介

（４）東浦町立小中学校（以下「学校」という。）への外部指導者派遣

ただし、紹介は、委嘱の形式をとらないことをいい、また派遣とは教育委員会の委嘱の形式をとることをいう。

（スポーツ指導者の条件）

第３条　スポーツ指導者は、次の各号の条件を満たしたものとする。

（１）スポーツ指導者養成講習会を修了した者及びそれに準じる者（日本体育協会公認スポーツ指導者、スポーツ少年団認定員、教員等の資格や優れた指導歴を有する者）

（２）該当種目の実技指導に堪能であり、安全指導のできる者。

（３）学校部活動の管理、運営に協力できる者。

（スポーツ指導者人材バンクの設置）

第４条　教育委員会は、前条のスポーツ指導者の申請により、スポーツ指導者人材バンクに登録した者を地域スポーツ団体及び学校部活動に紹介または派遣する。

２　登録申請書は、別に定める。

（スポーツ指導者養成講習会の開催）

第５条　スポーツ指導者としての資質､技術を高めるために講習会を行うものとする。

２　スポーツ指導者人材バンク登録者（以下「人材バンク登録者」という。）を主たる対象に行う。

また、スポーツ指導者は積極的に受講するものとする。

３　講習会計画は別に定める。

（地域スポーツ団体へのスポーツ指導者紹介）

第６条　地域スポーツ団体からの求めに応じ、スポーツ指導者を紹介する。

２　人材バンク登録者から、教育委員会が選定する。

（学校へのスポーツ指導者派遣）

第７条　教育委員会は学校からスポーツ指導者の照会があったときは、スポーツ指導者人材バンク登録者の中から適任者を選定して当該学校へ派遣するものとする。

２　派遣に係る運営事項は別に定める。

（傷害の補償）

第８条　紹介及び派遣の活動にかかわる傷害等については、「東浦町社会活動災害保険（ふれあい保険）」及び「独立行政法人日本スポーツ振興センター」を適用する。

（人材バンク登録の取消）

第９条　教育委員会は、紹介または派遣したスポーツ指導者が次の各号のいずれかに該当する場合は、地域スポーツ団体及び学校に意見を聴いた上で、登録を取り消すことができるものとする。

（１）心身の故障により、適切な指導ができないと認められる時。

（２）スポーツ指導者としての適性を欠くと認められる時。

（３）スポーツ指導者を設置すべき事由がなくなったと認められる時。

（庶務）

第 10 条　この事業に係る庶務は、教育委員会スポーツ課が行う。

（委任）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成 16 年１月５日から施行する。